浄化槽処理対象人員算定表

（JIS算定基準ただし書きの適用について）

山形県内に置いて、住宅に設置する浄化槽の処理対象人員の算定にあたっては、日本産業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」（以下「JIS基準」とする）ならびに平成12年５月30日付け山形県土木部長通知により、以下の基準によるものとされています。

|  |  |
| --- | --- |
| 住宅の延べ面積 | 処理対象人員（人槽） |
| 165㎡以下 | ５人 |
| 165㎡を超える | ７人 |

　また、上記基準が明らかに実情に沿わないと考えられる場合は、JIS基準ただし書きにより、算定人員を増減することができます。

　つきましては、JIS基準ただし書きの適用により、以下の通り算定します。

* このたび浄化槽を設置する住宅は、延べ面積が165㎡を超えており、７人槽とすべきところ、実使用人員が　　　名であり、将来にわたって増員の見込みがないことから、５人槽とします。
* このたび浄化槽を設置する住宅は、延べ面積が165㎡以下であり、５人槽とすべきところ、将来、実使用人員が増加する見込みがあることから、７人槽とします。

備考欄（将来の実使用人員の変動見込みについてなど）

―――――――――――――――――――――――――――――――――――

※上記２つのいずれかにチェックを記入してください。

※この算定表は、JIS基準のただし書きを適用しない場合は、添付不要です。